

第3次

四街道市男女共同参画推進計画

(平成26年度～平成33年度)

男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

平成26年3月
四街道市

1 計画策定の趣旨

市は、平成 25 年度まで推進してきた「第 2 次四街道市男女共同参画推進計画」の施策を継承、発展させながら、さらなる男女共同参画の推進を図るため、「第 3 次四街道市男女共同参画推進計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、市がめざす男女共同参画社会の実現に向け、積極的な取り組みを推進していきます。

2 計画の位置づけ

- ① この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づき策定する計画です。
- ② 計画の一部（DV 対策関連分野）を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（「DV 防止法」）第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画として位置づけています。 **DV 防止計画**

3 計画の期間

平成 26 年度から平成 33 年度までの 8 年間とします。（必要に応じて見直すものとします。）

4 重点項目

計画を効果的に推進するため、社会状況や市の現状を踏まえ、特に重点的に取り組むべき項目を「重点項目」として設定し、計画における位置づけを明確にしています。

＊ 市民の男女共同参画に対する理解の促進 【課題 1 施策の方向 (1)】

＊ 仕事と生活の両立支援 【課題 3 施策の方向 (2)】

5 めざす社会のすがた

前計画に引き続き「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」を「めざす社会のすがた」として掲げ、その実現に向け、積極的な取り組みを推進します。

* 課題1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり *

男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりの男女共同参画に対する意識の定着を図ります。

【実施する主な取り組み】

取り組み	取り組み内容
男女共同参画に関する講座・研修の開催	男女共同参画に関するだれもが参加しやすい講座や研修を開催します。
効果的な情報発信の実施	男女共同参画に関する施策等について、市政だより、ホームページをはじめ、さまざまなメディアを活用して情報発信するとともに感想、意見の収集に努めます。また、若い世代の男女に対する意識啓発を図るため、インターネットを介した情報発信手段の活用について検討します。
男女共同参画に関するイベント等の開催	男女共同参画に関するイベント等を開催します。また、開催にあたっては、広く周知に努めます。
保育所等における男女平等な保育の推進	不要に男女を区別することがないように保育を行います。また、幼稚園協会との連携を図りながら、幼稚園に対しても働きかけを行います。
男女平等の視点に立った人権尊重教育の推進	人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業等を行います。

* 課題2 あらゆる分野における男女共同参画の実現 *

さまざまな分野への女性の参画を促進するとともに、男女が対等に活躍できる環境づくりを進めます。

【実施する主な取り組み】

取り組み	取り組み内容
女性委員登用にに向けたポジティブ・アクションの推進	所管課等への働きかけや、審議会等委員情報の整備・活用により、各種審議会等委員の女性の積極的な登用を推進します。
農業における家族経営協定の締結促進	家族経営を基本とした農業において、経営の方針や役割分担、就業条件・就業環境を明確化する家族経営協定の締結を促進します。
男女共同参画に関する事業所への普及・啓発	商工会との連携を図りながら、事業所等への普及・啓発を行います。
チャレンジ・再チャレンジ支援講座の実施	就職・再就職を目指す女性を対象に、支援講座等を開催します。
地域活動における男女共同参画の促進	自治会、子ども会及びPTAによる地域活動において、男女共同参画意識の浸透を図るためのPRを行います。
男女共同参画の視点に立った避難所の開設・運営	災害発生時における避難所の開設・運営にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れます。

* 課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進 *

男女がともに仕事と生活をバランスよく両立することにより、一人ひとりが多様な生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

【実施する主な取り組み】

取り組み	取り組み内容
市民へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	講座の開催等、関係部署との連携により、市民への意識啓発に取り組みます。
事業所へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	関係部署との連携により、事業所への意識啓発に取り組みます。
保育サービスの充実	時間外保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様化する保育ニーズに対応する各種保育サービスの充実に努めます。また、民間活力の導入を中心とした保育施設の充実と認可外保育所を利用する世帯への助成拡充により、待機児童の解消に努めます。
こどもルーム（学童保育）の充実	働く親が安心できるよう、こどもルーム（学童保育）の機能充実に努めます。
介護保険制度の内容理解に向けた啓発	介護保険制度の周知を図るため、広報掲載、パンフレット配布などの啓発を行います。
男性の家庭参画を促す講座等の実施	男性が家庭に関わっていくことを支援する講座等を開催します。

* * * * * ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは * * * * *

仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方を選択できるようにすることです。企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれています。



* 課題4 男女の生涯を通じた健康づくりの支援 *

男女共同参画の視点を踏まえ、性差や年代に応じた健康づくりを支援します。

【実施する主な取り組み】

取り組み	取り組み内容
妊娠・出産・子育て期における健康支援の充実	母子健康手帳交付、子育て電話相談、妊婦・乳幼児健康診査、家庭訪問等を実施し、安心して妊娠・出産・子育てに関する相談ができる体制を整備します。
健康教育、健康相談の充実	健康教育、健康相談の実施において、性差に配慮するとともに、年代や個々に応じたきめ細かな相談の対応に努めます。
受けやすい健診体制の確立	受診者の利便性を考慮するとともに、性差に配慮した健康診査を実施します。

* 課題5 DV等の暴力の根絶 *

DVをはじめとする男女間の暴力を防止するための取り組みや被害者への対応を充実することにより、暴力を容認しない環境づくりを進めます。

【実施する主な取り組み】

取り組み	取り組み内容
DV防止に関する広報・啓発	DV防止に関する情報等について、市のあらゆるメディアを活用して発信します。
安心して相談できる体制づくり	ケースワーカー及び婦人相談員による、安心して相談を受けられる環境を整えます。なお、外国人や高齢者、障害のある人のDV被害についても適切な対応ができるよう、関係機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。
DV被害の早期発見体制の充実	「児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会」の活動を通じ、DV被害の早期発見への協力依頼や相談・支援の情報提供を行います。
緊急保護を求めるDV被害者等への支援	関係機関との連携を図り、被害者及びその子どもに適切な支援を行います。また、状況に応じて緊急一時保護の助成を行います。
被害者の生活再建に向けた支援の実施	就労等の生活再建に必要な情報の提供や、同伴する子どもに必要な支援を行います。
セクシュアル・ハラスメントやストーカークラス行為等の暴力防止に向けた啓発の推進	セクシュアル・ハラスメントやストーカークラス行為等の暴力防止に関する意識啓発を行うとともに、相談窓口の周知を行います。

* * * この計画ではDV(ドメスティック・バイオレンス)を次のように定義します * * *

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」のことを指しますが、その中には、高校生や大学生などの若年層における恋人など親密な関係にある相手からの暴力（デートDV）を含むものとします。



DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」とは…

- 配偶者：婚姻の相手、事実上婚姻関係と同様の事情にある相手、生活の本拠をともにする交際相手。
- 暴力：身体に対する暴力、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力等を含みます）。
※離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

用語解説

○固定的性別役割分担

「男は仕事・女は家庭」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

○ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

○セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。

* 計画の推進 男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化 *

計画の推進主体である市が率先して男女共同参画社会の形成を推進するとともに、計画を効果的に実行するための体制を強化します。

【実施する主な取り組み】

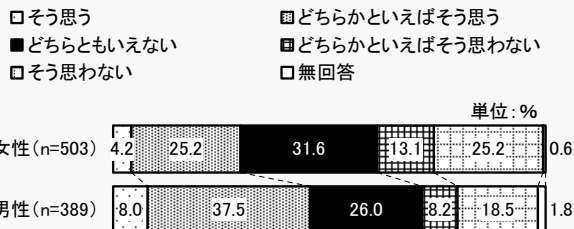
取り組み	取り組み内容
市職員への意識啓発の実施	男女共同参画の意識を持って職務にあたるができるよう、研修の実施や情報提供などにより、市職員への意識啓発を行います。
女性管理職の育成・登用	女性管理職職員の育成・登用の推進に努めます。
市民参加による男女共同参画推進の拡充	男女共同参画フォーラム実行委員会等について一層の市民参加を推進します。
男女共同参画推進計画の進行管理の実施	計画事業について、適正な進行管理、事業評価を行います。また、進捗状況等をわかりやすく公表します。

◇ 四街道市の現状

※①②④⑥は四街道市男女共同参画市民意識調査(平成24年度)より作成。③⑤は市資料より作成。

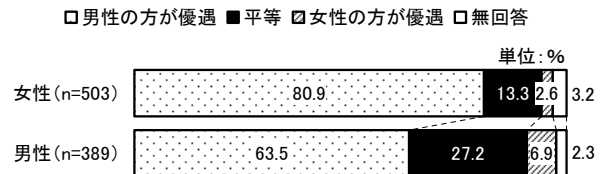
【課題1】

① 「男は仕事、女は家庭」という考え方



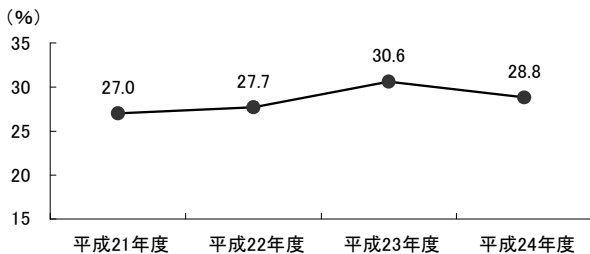
【課題1】

② 男女の地位の平等感 (社会全体として)



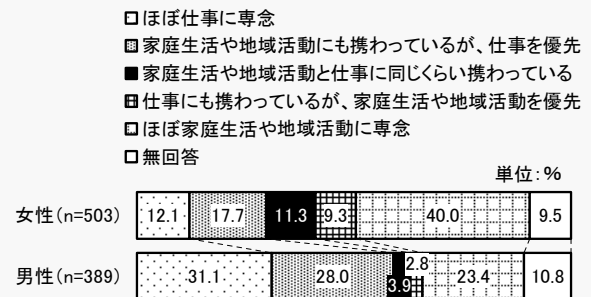
【課題2】

③ 市の審議会等委員に占める女性の割合



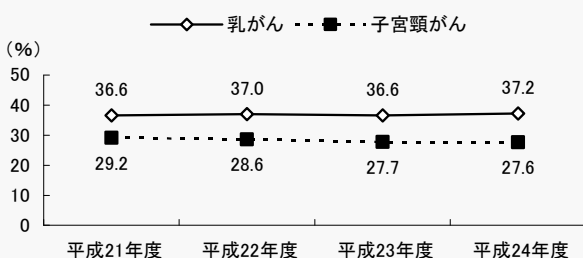
【課題3】

④ 「仕事」「家庭生活」「町内会・ボランティア等の地域活動」への関わり方



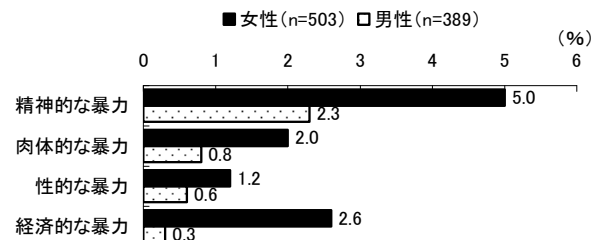
【課題4】

⑤ 女性特有のがん (乳がん、子宮頸がん) 検診の受診率



【課題5】

⑥ DVの被害を受けたことがある人の割合



6 体系図

めざす
社会のすがた

性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会



計画の推進

男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化

(1) 市における男女共同参画の推進

- ①男女共同参画に関する市職員・教員等のさらなる意識の向上
- ②市女性職員の管理職への登用の推進
- ③市職員の仕事と生活の両立の推進
- ④市職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント対策の推進

(2) 計画の推進体制の強化

- ①市の推進体制の強化
- ②国・県・他市町村との連携
- ③市民との協働活動の推進

(3) 計画の成果を挙げる進行管理

- ①効果的な進行管理の実施

◆ 主な成果指標と目標値

	成果指標	基準値	目標値・目標状態	
課題1	社会全体の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	女性 13.3%、男性 27.2% H24 年度男女共同参画市民意識調査	【H29 年度】 女性 21.0% 男性 32.0%	【H32 年度】 女性 22.0% 男性 33.0%
	職場の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	女性 19.7%、男性 26.7% H24 年度男女共同参画市民意識調査	【H29 年度】 女性 27.0% 男性 34.0%	【H32 年度】 女性 28.0% 男性 35.0%
課題2	審議会等委員に占める女性の割合	28.8% H24 年度末現在	【H27 年度】 30.0%	【H30 年度】 35.0%
	家族経営協定締結農家数	14 戸 H24 年度末現在	【H33 年度】 年々増加する（年1戸以上増加する）	
課題3	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	19.3% H24 年度男女共同参画市民意識調査	【H29 年度】 30.0%	【H32 年度】 37.0%
	家庭生活のための時間が取れていると感じている人の割合	女性 80.8%、男性 69.9% H24 年度男女共同参画市民意識調査	【H29 年度】 女性 85.0% 男性 73.0%	【H32 年度】 女性 87.0% 男性 76.0%
	家事諸項目（食事・掃除洗濯）の担当者が「夫婦とも同じ程度」と回答した人の割合	女性 4.3%、男性 8.7% H24 年度男女共同参画市民意識調査	【H29 年度】 女性 5.0% 男性 9.0%	【H32 年度】 女性 6.0% 男性 10.0%
課題4	乳がん検診の受診率	37.2% H24 年度末現在	【H30 年度】 50.0%	
	子宮頸がん検診の受診率	27.6% H24 年度末現在	【H30 年度】 50.0%	
課題5	DVが人権侵害であると認識する人の割合	53.4% H24 年度男女共同参画市民意識調査	【H29 年度】 100%に限りなく近づける	【H32 年度】 100%に限りなく近づける
	DVの被害経験（精神的、肉体的、性的）があると回答した女性の割合	精神的暴力：5.0% 肉体的暴力：2.0% 性的暴力：1.2% H24 年度男女共同参画市民意識調査	【H29 年度】 調査ごとに減少する	【H32 年度】 調査ごとに減少する
計画の推進	男女共同参画に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	7.9% H23 年度市民意識調査	【H28 年度】 調査ごとに増加する	【H33 年度】 調査ごとに増加する
	市の課長相当職以上に占める女性の割合	3.6% H25 年 4 月 1 日現在	【H34 年 4 月 1 日現在】 5.0%	

第3次四街道市男女共同参画推進計画 概要版 平成26年3月発行



四街道市 経営企画部 政策推進課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

【電話】043-421-6161 【Eメール】yseisaku@city.yotsukaido.chiba.jp

【ホームページ】http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/